

野々市市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市長から行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年2月22日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 早川 彰一

- 1 行政監査の期間 令和3年12月から令和4年2月
- 2 行政監査の結果報告書の提出年月日 令和4年3月10日（木）
- 3 措置通知があった年月日 令和5年1月30日（月）
- 4 措置を講じた部局 総務部総務課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>AEDは、心停止となった人に対し救命を行うための医療機器であり、その場に居合わせた人が迅速かつ的確に取り扱うことにより、救命できるものであることから、全ての施設にAEDの講習を受講した職員を配置されるよう特に取組まれたい。</p> <p>また、施設の所管課は、講習の機会を必ず施設職員に周知することや、総務課などAED講習会開催担当課は、受講者がいない施設について早急に受講できるよう特別の配慮をするなど、施設職員がAEDを適切に取り扱うことができるよう適正な管理を望むものである。</p>	<p>AED設置の施設で、AED操作方法の講習受講者の有無について、受講者がいなかった公民館職員に対して、受講を促進したところ、白山野々市広域消防本部主催の定期救命講習を受講いたしました。</p> <p>例年、本庁舎の消防訓練及び救命講習会を実施し、職員のAED操作方法の習得機会を設け、積極的な救命講習の受講を周知しておりますが、引き続き、庁舎以外の施設職員にも受講するよう、施設所管課から施設職員に受講の促進を依頼してまいります。</p> <p>なお、AEDは、心肺停止時の救命率の向上に効果がある一方、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器であることから、AED設置施設の職員に限らず、できるだけ多くの職員に、継続的かつ定期的な救急講習の受講促進を依頼し、AEDの適正な管理及び使用の体制整備に努めてまいります。</p>